

## 公益社団法人砂防学会 代議員選挙実施規程

### (総則)

第1条 この規程は、公益社団法人砂防学会定款第11条第2項に基づき、代議員選挙に必要な事項を定めることを目的とする。

### (代議員選挙管理委員会の設置)

第2条 代議員選挙の管理業務は、代議員選挙管理委員会が行う。

- 2 代議員選挙管理委員会は、正会員から選任された5人以内の委員をもって構成する。
- 3 代議員選挙管理委員会委員は理事会が選任する。
- 4 代議員選挙管理委員会はその代表責任者として委員長を定めなければならない。
- 5 代議員選挙管理委員会委員は、役員候補者選出規程第4条第2項の役員候補者選挙管理委員会委員が兼ねることができる。

### (代議員選挙管理委員会の業務)

第3条 代議員選挙管理委員会は、代議員選挙実施要領、代議員候補者名簿、代議員選挙投票の締切日、疑義に対する回答等を、学会の会告によって正会員に周知しなければならない。

### (有権者)

第4条 全ての正会員は、当該正会員が主たる支部として所属している支部（以下「主たる支部」）、主たる支部を登録していない正会員にあつては代議員選挙用に学会事務局に登録してある住所（以下「登録住所」という。）が所在する支部の代議員候補者への選挙権を有する。

- 2 登録住所が日本国外の正会員は前項に係らず、特定の一つの支部を選択し、その代議員候補者に投票できる。
- 3 本条第1項の登録を行っていない正会員に対しては、砂防学会誌の送付先住所をもって登録住所とする。

### (被選挙権)

第5条 代議員選挙管理委員会委員、理事及び監事並びに前条第2項の正会員を除く

全ての正会員は、主たる支部、主たる支部を登録していない正会員は登録住所の所在する支部の代議員選挙の被選挙権を有する。

- 2 登録住所が日本国外の正会員は被選挙権を有しない。

(代議員の選出)

第6条 代議員は、その代議員が主たる支部として登録している支部、及び当該支部区域内に登録住所のある正会員による投票により選出する。

- 2 代議員が、任期中に選出された支部から別の支部に、主たる支部又は登録住所を変更した場合でも、選出された支部の定数に含まれるものとする。

(代議員候補者の推薦)

第7条 支部区域から選出する代議員数は、主たる支部として登録している正会員の数、及び当該支部区域に登録住所のある正会員の数を勘案の上、理事会が概ね正会員15名に1名の割合をもって選挙のつど決定し、会長が支部長及び代議員選挙管理委員長に通知する。

- 2 支部長は、支部に割り当てられた代議員数に相当する代議員候補者を、主たる支部として登録している正会員及び登録住所が当該支部にある正会員（以下「支部内正会員」という。）の中から選定し、期限内に代議員選挙管理委員長に推薦しなければならない。別記様式3のとおりとする。
- 3 支部長は代議員候補者の推薦をするにあたっては、広く支部内正会員に推薦希望の有無を募らなければならない。
- 4 前項の推薦希望者は、支部長が定める締切日までに支部長宛にメールで応募する。支部長への応募は別記様式1のとおりとする。
- 5 支部長は、推薦希望者の中から支部推薦候補者を選定しなければならない。
- 6 ただし、推薦希望者が候補者の定数に満たない場合は、不足数の候補者を支部長が選定することができる。
- 7 支部長は、推薦希望者に対して、選定結果を通知しなければならない。通知の内容は別記様式2のとおりとする。
- 8 選定されなかった推薦希望者のうち再度推薦を希望する者は、支部長の定める締切日までに、支部内正会員のうち15名の推薦人名簿を添えて支部長宛にメールで応募する。ただし、支部内正会員は複数の推薦希望者に対して推薦人となることはできない。推薦人応募の様式は別記様式1のとおりとする。
- 9 支部長は本条第5項で選定した候補者に、前項の応募者を加えて、本条第2項の代議員候補者とする。
- 10 支部長は、代議員選挙の公告期間中にわたり、支部推薦候補者の募集について、本学会本部および支部のホームページに掲載しなければならない。また、登録された

メールアドレス宛に支部推薦候補者の募集について、公告期間中1回以上情報を配信しなければならない。

#### (投票)

第8条 投票は、正会員が代議員候補者名簿(web投票システムによる表示：以降投票用紙と称す)に記載された手続きを経て、投票締め切り日までに投票しなければならない。投票はweb投票システムによる投票を基本とするが、投票用紙を用いた郵送による投票も受け付ける。

- 2 代議員候補者名簿(投票用紙)は、別記様式4のとおりとする
- 3 代議員候補者名簿登載は、候補者氏名のアイウエオ順とし、支部ごとに分けて本会事務局が作成する。
- 4 代議員候補者名簿及び投票用紙は、投票締め切り日の2週間前迄にweb投票サイト上に掲載される。また、必要に応じ本会事務局から郵送で配布する。
- 5 投票は無記名とするが、所属する支部名を明記した上、当該支部の、賛成する候補の賛否欄には無記入のまま、賛成しない候補の賛否欄にのみ×を記入する。支部名が不明な場合及び×印以外の書き込みのある場合には、全体を無効票とする。

#### (投票の効力)

第9条 次の各号に該当する投票は無効とする。

- (1) 支部名が不明なもの
- (2) 郵送における投票において、×印以外の書き込みのあるもの
- (3) 第3条の代議員選挙実施要領に記載された投票締切日以降の消印の郵送投票
- (4) その他、書式を改ざんするなど、代議員選挙管理委員会で無効と判定したもの

#### (開票)

第10条 代議員選挙管理委員会は、正会員から返送、送信されてきた投票用紙を、少なくとも3名以上の代議員選挙管理委員会委員立会いのもとで厳正に集計・確認しなければならない。

- 2 開票結果は、支部ごとに分けて集計する。集計の様式は別記様式5のとおりとする。

#### (立会)

第11条 選挙管理委員長は、開票事務に支障のないと判断した場合は、開票に際し正会員の任意の立会いを認めることができる。

(当選人の決定)

第 12 条 代議員選挙管理委員会は、正会員から返送、送信されてきた投票用紙を集計・確認し、投票総数の過半数の賛成を得た者の中から、得票数の多い順に支部ごとの代議員定数の枠に達するまでの者を当選者とする。

2 有効得票数が同数の場合は年長の順で決定する。

(代議員選挙当選者名簿の提出)

第 13 条 代議員選挙管理委員会委員長は、選挙結果をすみやかに会長に報告する。

2 会長は、当選人を、すみやかに本会ホームページ及び学会誌に公告しなければならない。

(当選の無効)

第 14 条 当選人が定款第 8 条によって定款第 11 条 4 項に定める被選挙者の資格を欠くに至った場合においては、当選は無効とする。

2 正会員は、選挙がこの規則に違反して行われたことを理由に当選人の決定に異議のある場合は、当選人の決定後 2 箇月以内に代議員選挙管理委員会に文書をもって異議の申立をすることができる。この場合に、代議員選挙管理委員会は、それが選挙の結果に異同を及ぼすおそれがあると認めたときは、選挙の全部または一部の無効を決定し、再選挙を行う。

(代議員の解任)

第 15 条 代議員に解任すべき事由があると考えた正会員は、当該代議員の氏名を記載の上、郵便ハガキに解任すべき事由を記載して、当該代議員の所属する支部に送付することで申し出を行うことができる。

2 15 名以上の正会員から前項の申し出を受けた代議員については、理事会において、解任を社員総会に諮るか否かの決議を行う。

(記録の管理権限及び保存)

第 16 条 本会事務局は、選挙結果の匿名性、開票に係る開示、疑義が生じた場合の記録の確認、左記事項に係る選挙管理委員長への記録管理権限の委譲など、選挙結果の適正な管理、保存を行うための方針を選挙管理委員会に示し、了解を得る。

2 本会事務局は web 投票システム運営の責任者として、第 1 項に基づき、必要となる記録の管理権限を選挙管理委員長に委譲する。

3 本会事務局は、選挙結果の匿名性に配慮し、投票の集計記録及び全投票用紙を選挙

終了の翌年度から8年間保管する。

(規程の変更)

第17条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

この規程は、令和元年5月22日から施行する。

この規程は、令和5年9月27日から施行する。